



ハグイオンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



P1

「雹(ひょう)」にやられましたね

この4月16日(火)の夜、播州地域において広範囲にわたり「雹(ひょう)」が降りましたね。特に浜手の方はそのサイズも大きく、中にはゴルフボール大のものもあって、車のボンネットやカーポート、樋などに多くの被害をもたらしました。私の車もやられましたが、購入してから年数が経過して劣化していることと、それほど大きな凹みはなかったので幸いでしたが、特に買ったばかりの新車がボコボコになられた方はとてもお気の毒でした。車両保険に入っておられなかった方は、泣くに泣けませんでしたね。また、市内各所にある中古車販売店に置いてある車はどれだけ被害があったのでしょうか？被害を受けた方の数が多いので、車や建物の修繕業者さんや損害保険の代理店さんは、あちこちでの修繕や見積りに走り回っておられると聞きます。

これまでに経験したことのないとてつもない大きさに私もとても驚きましたが、気象庁によりますと、「雹(ひょう)」と「霰(あられ)」の違いは、下記の通り説明されています。「あられ」は、雲から落下する白色不透明・半透明または透明な氷の粒で、直径が5mm未満のもので、直径5mm以上は「ひょう」とする。つまり、ひょうとあられの成因は同じで、直径の大きさで名前が異なるだけのようです。

ひょうとあられができる成因について詳しい説明を読みました。雲(主に積乱雲)の中で雪の結晶や凍結した水滴に過冷却した微小な水滴(雲粒)が次々に衝突して凍りつく、大きさが数ミリの柔らかくてもろい白色不透明の氷の粒となります。さらに、積乱雲中は上昇気流がとても強いので、氷の粒はなかなか落ちることができずに、上昇と下降を繰り返して周りの粒と衝突して、どんどん大きな粒に成長して重さで地上に落ちてきます。0 未満の層で融解して、再び積乱雲の上昇流で再凍結して雲粒捕捉を繰り返すとひょうに成長するとのことでした。

ひょうやあられが降りやすいのは、寒い冬や夏には少なく、5月や10月頃が多いとされているようです。5月や10月は地面付近は暖かくて、上空には冬のような冷たい空気がやってくる可能性があります。そんな時に、積乱雲が発達して大気の状態が不安定的になり、雷が鳴ってひょうやあられが降ったりします。まだまだ今月中も可能性はあるんですね。

1917年(大正6年)6月29日に、大きさが直径29.5センチメートル、重さ約3,400グラムのかぼちゃ大のひょうが降った記録があるそうです。おそらく日本一大きなひょうが降った記録でしょう。恐ろしいですね。さらには、日本最大のひょう害として、1933年(昭和8年)6月14日兵庫県で大雷雨が発生し、ひょうとともに暴風が吹き、被害は死者10名、重傷者45名、軽傷者119名、住家の全半壊98戸、非住家の全半壊309戸に達したという日本最大のひょう害と記してある文献があるようです。

かつてそんな大きな被害があったことを聞きますと、今回の地元での被害はまだましな方だったと納得して収めるしかないかもしれません。被害に遭われた方々には、お見舞い申し上げます。



令和6年分所得税定額減税 Q & A

P2

令和6年分の所得税・住民税について、6月以後、1人当たり合計4万円の特別控除が行われることはご存知かと思えます。そこで、国税庁が発行しているQ & Aの中から間違えそうなもの、疑問に思いそうなものを案内いたします。国税庁が発行するQ & Aのため所得税のみの内容です。お気を付けください。

Q 家族が海外に住んでいます。定額減税の対象となりますか？

A 対象となるのは国内居住者のみです。

外国人技能実習生を受け入れている企業様はお気を付けください。

Q いつから定額減税を実施しますか？

A 令和6年6月1日以後最初に支払いを受ける給与（賞与）から随時実施します。

給与が翌月支給の場合は5月分の給与から定額減税の対象となります。

Q 退職金から源泉徴収された所得税は定額減税の対象となりますか？

A 退職金の源泉徴収は定額減税を実施しませんが、確定申告により定額減税の控除を受けることができます。

Q 公的年金を受給しつつ給与も受給している場合はどうなりますか？

A 公的年金と給与の両方で定額減税の適用を受けることとなります。重複して控除された分については確定申告で精算が行われます。

定額減税は強制適用となるため、減税を受けるか受けないかを選択できないのでお気をつけください。

Q 令和6年6月2日以後に就職した従業員はどうすればいいですか？

A 基準日は令和6年6月1日となっています。6月2日以後に就職した者については年末調整で定額減税の控除を受けることができます。

令和6年6月1日に退職した方は定額減税の対象となります。

Q 令和6年7月以降に出産や結婚等で扶養親族の数が変わる場合は？

A 定額減税の額の増額は行いません。年末調整又は確定申告で精算となります。

定額減税Q & Aより一部抜粋してご案内いたしました。他にも疑問に思うことが多々あるかと思えます。ご不明な点は弊社までお気軽にご連絡ください。（記事担当：大西）

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

下記へ配信してください。

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名 _____

TEL _____

FAX _____



期末棚卸高における

P3

製品や期末仕掛品の製造間接費の計算

製造業における決算書の期末棚卸高に計上される製品や仕掛品の計算については、原則として材料費・労務費・製造経費を集計したものを売上原価と期末棚卸高（製品・仕掛品）に按分して計算しなければならないことになっています。

ところが、お客様での実際の計算を拝見しますと、売上と直接結びつく材料費と外注費は当然に費用として集計され計算されているものの、労務費や製造経費のうち売上と直接結びつかない経費（これを「製造間接費」と言います）については、集計されていないケースが多々見受けられます。製造における労務費（特に間接部門の人件費）や、製造経費では地代家賃や減価償却費や交通費や保険料などです。

そもそもそれらの製造間接費が期末棚卸高の計算からなぜ抜け落ちるか考えると、まずは製品や仕掛品との結びつきが見えにくく、さらには計算しにくいことが原因であるように思います。しかし、税務調査においてこの点はよく指摘を受けるところでもあり、調査官から「製品や仕掛品の集計において、製造間接費は計算されていますか？」と聞かれて、「計算していません」と答え、「その分は計上が漏れていることになり、利益や所得も増えますね！」と、調査官を喜ばせてしまうこととなります。

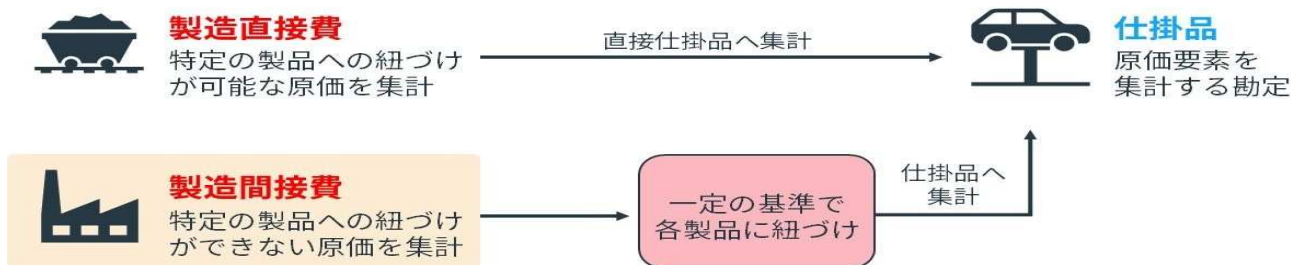
このわかりにくく集計しにくい製造間接費をどう計算するかですが、それにはいくらか簡易的な方法が考えられますので、それをお勧めします。

たとえば、当期総製造費用に占める期末製品と期末仕掛品の金額の割合を計算して、製造経費の内、直接労務費や外注費を控除した間接経費の金額にその割合を乗じて、間接経費分として製品と仕掛品に按分して上乗せすることもできます。

また、上記の方法では、期末後に決算書がほぼ完成してからでないとその計算ができないため、最後に利益が上乗せになるのを嫌うのであれば、前年度決算の計算結果から算出されたおおよその製造間接費の見積額を、毎月の棚卸の計算において按分して配賦しておくという方法があります。ただし、この方法の欠点としては、製造間接費のうちの固定費分を按分して計算する総額が、売上や稼働時間、その他何を配布基準とするかによって大きく変動し、誤差も出やすくなります。

いずれにしても、簡易でかつ唯一絶対的な計算方法は存在しないので、とにかく「こういう方法できちんと集計して計算しています！」と回答できるようにだけはしておきたいものです。個々のお客様の計算方法の検討については、監査担当者にご相談ください。

製造間接費の計算



※今後ハクシヨウレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



デジタル遺言制度

政府は法的根拠のある遺言書について、インターネット上で作成および保管できる「デジタル遺言制度」の創設を検討しています。

現行の遺言制度は 3 種類

現行の遺言制度については、主に以下の 3 つが挙げられます。

1. 公正証書遺言 2. 自筆証書遺言 3. 秘密証書遺言

特に「自筆証書遺言」に関しては遺言者自らが作成できるため、公証人が必要な「公正証書遺言」などに比べて費用や手間がかからず、最も利用者の多い遺言制度です。

しかしその一方で「自筆証書遺言」については、遺言自体の真実性を確保するために全文自筆（財産目録などを除く）および押印が必要とされており、それらの要件を満たしていない場合には遺言自体が無効となってしまう場合もあります。

「デジタル遺言制度」とは？

現在、導入が検討されている「デジタル遺言制度」については、現行の「自筆証書遺言」に比べて下図のような特徴があります。

デジタル遺言の特性

現行の自筆証書遺言	真意確認のための全文自筆	本人確認の手段として押印	紙で保管 国による補完制度もあり
デジタル遺言	ネット上で顔撮影などと組み合わせて作成	電子署名などで代替	クラウド上などに保管 ブロックチェーン技術で改ざん防止

「デジタル遺言制度」ではインターネット上での作成を前提としているため、自筆や押印が不要となる代わりに、真実性の確保のために電子署名やブロックチェーン技術による改ざん防止が検討されています。このような制度が導入されることで、遺言書の作成が容易になるだけでなく、作成後の保管についてもデジタル化できるため、紛失リスクについても軽減できることが期待されています。

「デジタル遺言制度」の創設に向けた動きが報じられ、遺言制度の大幅な見直しが示唆されています。遺言をデジタル化することによる作成・保管の簡略化が見込まれる一方で、改ざんや偽造などのリスクを除外するための仕組みづくりが課題となるでしょう。

記事作成：経営革新等支援機関推進協議会

※今後ハクシヨンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが に を入れご返信ください。

今後希望しない
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL

FAX 079-288-0997
FAX